

甲は、コンサルティング料として、乙が紹介し、甲が採用した者（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の35%（税別）を乙に支払うものとする。

上記「理論年収」は、次の算式により計算する。

理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他定期的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。